

○国立大学法人東北大学個人情報開示等取扱要項

平成17年3月28日

総長裁定

(趣旨)

第1条 国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）及び利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下これらを総称して単に「開示等」という。）の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「部局」とは、総長・プロボスト室、各研究科、各附置研究所、附属図書館、同各分館、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する各機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等、組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等、本部事務機構の部及び共通事務センター並びに監査室をいう。

2 この要項において「部局長」とは、部局長の長をいう。

3 この要項において「保有個人情報」とは、国立大学法人東北大学個人情報保護規程（平成17年規第11号）第2条第10項に規定するものうちから、同条第13項に規定する行政機関等匿名加工情報及び同規程第37条第4項に規定する削除情報に該当するものを除くものをいう。

4 この要項において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報のうち、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。

5 この要項において「入試情報」とは、保有個人情報のうち、本学における学生選抜に係る個人の試験成績、合否判定結果等の試験情報をいう。

6 この要項において「診療情報」とは、保有個人情報のうち、本学における患者への治療行為に係る患者個人の診療に関する身体的状況、病状、治療等についての情報をいう。

(開示請求等の手続)

第3条 保有個人情報の開示等を請求する者（以下「開示請求者」という。）は、別記様式第1号から別記様式第3号までに定める保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書を本学に提出するとともに、本人、法定代理人又は本人の委任により保有個人情報の開示等を請求する代理人（以下「任意代理人」という。）であることを示すため、別表に定める確認書類（有効な原本に限る。）を提示し、又は提出しなければならない。この場合において、提示により確認する場合は、原則として、当該書類の写しを徴するものとする。

2 保有個人情報の開示請求等の受付は、情報公開室で行う。

(開示請求等の決定に対する措置)

第4条 本学は、前条第1項の開示請求等があったときは、30日以内（法第77条第3項、第91条第3項及び第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日

数は、算入しない。)に、当該保有個人情報の全部若しくは一部の開示若しくは不開示又は訂正若しくは利用停止若しくはこれらを行わない旨、の決定(以下「開示決定等」という。)を行い、別記様式第4号から別記様式第7号までにより開示請求者に通知するものとする。

2 本学は、法第83条第2項、法第94条第2項及び法第102条第2項の規定により開示決定等の期間を延長する場合は、別記様式第8号により開示請求者に通知するものとする。

3 本学は、法第84条、法第95条及び法第103条の規定により特例による開示決定等の期間を延長する場合は、別記様式第9号により開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第5条 本学は、法第85条第1項及び法第96条第1項の規定により開示及び訂正の請求に係る事案を他の独立行政法人等の長又は行政機関の長に移送するときは、別記様式第10号により当該他の独立行政法人等の長又は行政機関の長に通知するとともに、別記様式第11号により開示及び訂正の請求をした者に対しその旨を通知するものとする。

(第三者に対する通知)

第6条 本学は、法第86条第1項及び第2項の規定により第三者に対し意見書の提出を求めるときは、別記様式第12号により当該第三者に対しその旨を通知するものとする。

2 本学は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から別記様式第13号により開示に反対の意思を表示した意見書が提出された事案についてその全部又は一部を開示する決定をしたときは、別記様式第14号により当該第三者に対しその旨を通知するものとする。

(提供先への通知)

第7条 本学は、法第97条の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、別記様式第15号により当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示等の審査)

第8条 本学は、開示請求等があったときは、当該保有個人情報を所管する部局長に開示等についての意見を求めるものとする。

第9条 本学は、開示等の決定に当たって、前条の規定による部局長の意見が一部の開示若しくは不開示である場合、訂正若しくは利用停止を行わない場合又は第6条第2項の規定により第三者から開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合は、国立大学法人東北大学情報公開・個人情報開示等委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

(審査基準)

第10条 保有個人情報の開示又は不開示に係る審査基準は、国立大学法人東北大学個人情報開示・不開示審査基準(平成17年3月28日総長裁定)の定めるところによる。

(開示実施方法等の申出)

第11条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、別記様式第16号により開示の実施方法等を本学に申し出なければならない。

(開示の実施)

第12条 本学は、前条の申出があった場合は、国立大学法人東北大学における法人文書の開示の

実施の方法に関する要項（平成16年4月1日総長裁定）に定めるところにより、保有個人情報の開示を実施するものとする。

- 2 保有個人情報の開示の実施は、情報公開室において行うものとする。ただし、情報公開室で開示を実施することに困難な事情がある場合は、当該保有個人情報を所管する部局において実施することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、開示を受ける者が当該保有個人情報の写しの送付の方法による開示の実施を求める場合は、当該保有個人情報の写しの送付の方法により開示を実施することができる。

（開示等に係る部局長の責務）

第13条 第4条第1項の規定により、本学が開示決定等を行った場合は、当該保有個人情報を所管する部局長は、速やかに当該開示決定等に基づき、保有個人情報の開示等に係る措置を講じなければならない。

（開示請求手数料等の納付）

第14条 開示請求をする者は、開示請求手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の開示請求手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。
- 3 開示請求手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付しなければならない。
 - 一 現金（現金書留によるものを含む。）
 - 二 銀行振込
- 4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者で、第12条第3項の規定により写しの送付の方法により保有個人情報の開示の実施を希望する者は、第1項の開示請求手数料のほか、送付料を納付しなければならない。

（特定個人情報開示請求手数料の免除）

第15条 保有特定個人情報の開示を請求する者が経済的困難を理由に開示請求手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求手数料を免除することがある。

- 2 前項の規定により開示請求手数料の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、別記様式第17号により開示請求手数料の免除を本学に申請しなければならない。
- 3 前項の申請書には、免除申請者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 委員会の委員長は、第2項の申請があつたときは、その理由を審査し、開示手数料の免除に係る決定を行い、別記様式第18号により免除申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（審査請求に対する措置）

第16条 本学は、開示決定等又はこれらに係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があつた場合は、委員会に諮るものとする。

- 2 本学は、法第105条第1項の規定により総務省に置かれる情報公開・個人情報保護審査会（以

下「審査会」という。)に諮問するとき、別記様式第19号によりこれを行うとともに、別記様式第20号により法第105条第2項各号に掲げる者に対し、その旨を通知するものとする。

3 審査会の答申を受けたときは、本学は、当該答申について委員会に諮り、審査請求に係る裁決を行うとともに、別記様式第21号により審査請求をした者(審査請求をした者が開示請求者以外の者であるときは、審査請求をした者及び開示請求者)及び参加人に対し、その旨を通知するものとする。

(入試情報及び診療情報の提供)

第17条 入試情報及び診療情報については、これら個人情報の保有目的の範囲内において別に定めるところにより、本人又は第三者に対し情報を提供することがある。

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、保有個人情報の開示等の取扱いに関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年6月30日改正)

この要項は、平成17年7月1日から実施する。

附 則 (平成19年4月1日改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月27日改正)

この要項は、平成19年6月27日から施行し、改正後の第2条第1項及び第2項の規定は、平成19年5月21日から適用する。

附 則 (平成20年1月9日改正)

この要項は、平成20年1月9日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月22日改正)

この要項は、平成20年4月22日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年9月29日改正)

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月14日改正)

この要項は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年12月8日改正)

この要項は、平成21年12月8日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月13日改正)

この要項は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成22年4

月1日から適用する。

附 則（平成22年7月13日改正）

この要項は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23年3月1日改正）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月11日改正）

この要項は、平成23年10月11日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成24年5月8日改正）

この要項は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成24年2月1日から適用する。

附 則（平成24年10月23日改正）

この要項は、平成24年10月23日から施行し、改正後の第2条第1項及び別記様式第12号の規定は、平成24年10月1日から適用する。

附 則（平成25年4月23日改正）

この要項は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月22日改正）

この要項は、平成26年4月22日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日改正）

この要項は、平成26年7月8日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月22日改正）

この要項は、平成26年12月22日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月28日改正）

この要項は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月26日改正）

この要項は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月28日から適用する。

附 則（平成27年12月22日改正）

この要項は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日改正）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日改正）

この要項は、平成28年4月26日から施行し、[中略]平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月13日改正）

この要項は、平成28年12月13日から施行し、第1条の規定による改正後の国立大学法人東北大学感謝状贈呈要項の規定、第2条の規定による改正後の国立大学法人東北大学情報公開取扱要項の規定、第3条の規定による改正後の国立大学法人東北大学個人情報開示等取扱要項の規定、第4条の規定による改正後の国立大学法人東北大学寄附金事務取扱要項の規定、第5条の規定による改正後の国立大学法人東北大学事業化推進事業型共同研究取扱要項の規定及び第6条の規定による改正後の国立大学法人東北大学エネルギー管理に関する要項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則（平成29年4月25日改正）

この要項は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第2条第1項及び第16条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月16日改正）

この要項は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年2月27日改正）

この要項は、平成30年2月27日から施行する。

附 則（平成30年6月28日改正）

この要項は、平成30年6月28日から施行し、改正後の第2条第1項の規定（「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所、学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成30年1月30日から、改正後の同項の規定（「総長室」を「総長・プロボスト室」に改める部分及び「、教育情報学教育部、教育情報学研究部」を削る部分に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月11日改正）

この要項は、平成30年9月11日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年1月8日改正）

この要項は、平成31年1月8日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

附 則（平成31年4月23日改正）

この要項は、平成31年4月23日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月10日改正）

この要項は、令和元年6月10日から施行する。

附 則（令和元年11月26日改正）

この要項は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和4年3月29日改正）

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要項の施行の日前に保有個人情報の開示請求等を受け付けたときの保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）及び利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。）の取扱いについては、改正後の国立大学法人東北大学個人情報開示等取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日改正）

この要項は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月12日改正）

この要項は、令和6年12月2日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

本人又は法定代理人若しくは任意代理人の確認書類

① 開示請求者が本人による場合は、次の (a) 又は (b) に掲げる書類により確認する。なお、婚姻等によって開示請求等の際の氏名が記録されている個人情報の氏名と異なる場合は、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。
(a) 法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類その他本人の写真、氏名及び住所又は居住等が掲載され、開示請求者等が本人であることを確認できる以下に掲げる書類：いずれか1点のみで確認する。
1 運転免許証 2 旅券（パスポート） 3 在留カード 4 特別永住者証明書 5 戦傷病者手帳 6 個人番号カード 7 海技免状 8 電気工事士免状 9 無線従事者免許証 10 猟銃・空気銃所持許可証 11 宅地建物取引主任者証 12 その他本人であることを確認し得る書類（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人の職員の身分証明書（写真・生年月日があるもの）、本学の学生証など）
(b) 開示請求者が本人であることを確認できる以下に掲げる書類（写真の貼付がない証明書類）：いずれかの2点で確認する。
1 市町村が発行する住民票の写し（開示請求日前30日以内作成されたもの） 2 年金証書 3 身体障害者手帳 4 恩給証書 5 印鑑登録証（印鑑登録手帳） 6 療育手帳 7 敬老手帳 8 その他本人であることを確認し得る書類（公の機関が発行した資格証明書など）
② 開示請求者が法定代理人である場合は、法定代理人自身を前記①と同様の書類によって確認するほか、開示等対象者本人が未成年者又は成年被後見人であること及び法定代理人が開示等対象者の親権者又は後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも1以上の書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。
1 戸籍謄本又は抄本（親権者の場合） 2 家庭裁判所の審判謄本 3 後見登記事項証明書 4 その他法定代理関係を確認し得る書類（1～4の書類は、開示請求日前30日以内作成されたものに限る。）
③ 開示請求者が任意代理人である場合は、任意代理人自身を前記①と同様の書類によって確認するほか、任意代理人の資格を証明する委任状の提出を求めて確認するものとする。
④ 郵送による場合の開示請求の場合は以下 (a)、(b) 又は (c) に記載されている全ての書類

により確認するものとする。	
(a) 本人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人を証明する上記① (a) のいずれか1点又は① (b) のいずれか2点を複写機により複写したもの ・ 市町村が発行する住民票の写し（開示請求日前30日以内作成されたものに限る。）
(b) 法定代理人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び法定代理人自身を証明する上記① (a) のいずれか1点又は① (b) のいずれか2点を複写機により複写したもの ・ 市町村が発行する本人の住民票の写し（開示請求日前30日以内作成されたものに限る。） ・ 法定代理人の資格を証明する上記②のいずれかの書類
(c) 任意代理人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び任意代理人自身を証明する上記① (a) のいずれか1点又は① (b) のいずれか2点を複写機により複写したもの ・ 市町村が発行する本人の住民票の写し（開示請求日前30日以内作成されたものに限る。） ・ 任意代理人の資格を証明する委任状（開示請求日前30日以内作成されたものに限る。）

別記様式第1号(第3条第1項関係)

保有個人情報開示請求書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

請求者 氏名
住所(〒)
連絡先電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求に係る保有個人情報の件名又は内容 (個人情報に記載されている法人文書が特定できるよう内容等を具体的に記載ください。)	
希望する開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() ※技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。
法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合の本人の状況	本人の氏名
	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の住所及び電話番号 (〒) 電話番号

- (注)1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の(注)1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人の資格を証明する委任状を提出してください。
- 4 該当する□の中にレ印を付してください。
- 5 下の欄は記入しないでください。

【大学記入欄】

受付年月日	年 月 日
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人又は任意代理人本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人の資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
任意代理人の資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状
担当部局等	
開示請求手数料	文書の数量 件 × 300円 円

別記様式第2号(第3条第1項関係)

保有個人情報訂正請求書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

請求者 氏名
住所(〒)
連絡先電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	(開示を受けた保有個人情報の名称等)	
	開示決定に係る通知 書の日付及び番号	年 月 日 第 号
	開示を受けた年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨 及び理由	訂正請求の 箇所	
	求める措置	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
法定代理人又は 任意代理人による 訂正請求の場合の 本人の状況	訂正を請求する 理由	
	本人の氏名	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の住所及び 電話番号	(〒) 電話番号

- (注)1 本人が訂正請求をする場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身の(注)1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が訂正請求をする場合には、任意代理人の資格を証明する委任状を提出してください。
- 4 該当する□の中にレ印を付してください。
- 5 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を併せて提示し、又は提出してください。
- 6 下の欄は記入しないでください。

【大学記入欄】

受付年月日	年 月 日
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人又は任意 代理人本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人の資格確 認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
任意代理人の資格確 認書類	<input type="checkbox"/> 委任状
開示を受けたことの 確認	<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示決定通知書 <input type="checkbox"/> 保有個人情報部分開示決定通知書 <input type="checkbox"/> その他()

別記様式第3号(第3条第1項関係)

保有個人情報利用停止請求書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

請求者 氏名
住所(〒)
連絡先電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容		(開示を受けた保有個人情報の名称等)	
		開示決定に係る通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号
		開示を受けた年月日	年 月 日
利用停止請求の 趣旨及び理由	適法でないと 思料する保有 個人情報の取 扱い	<input type="checkbox"/> 個人情報を適法に取得 していない <input type="checkbox"/> 利用目的を超えた個人 情報を保有している <input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的で 利用しており、例外事 項に該当しない	<input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的 のために提供してお り、例外事項に該当 しない
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止	
	利用停止請求 の理由		
法定代理人又は 任意代理人 による利用停 止請求の場合 の本人の状況	本人の氏名		
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (〒)	
	本人の住所 及び電話番号	電話番号	

- (注)1 本人が利用停止請求をする場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、
旅券等)を提出し、又は提示してください。
2 法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身の(注)1に掲げる書類
のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提
出し、又は提示してください。
3 任意代理人が利用停止請求をする場合には、任意代理人の資格を証明する委任状
を提出してください。
4 該当する□の中にレ印を付してください。
5 下の欄は記入しないでください。

【大学記入欄】

受付年月日	年 月 日
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人又は任意 代理人本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人の資格確 認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
任意代理人の資格確 認書類	<input type="checkbox"/> 委任状
開示を受けたことの 確認	<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示決定通知書 <input type="checkbox"/> 保有個人情報部分開示決定通知書 <input type="checkbox"/> その他()

別記様式第4号(第4条第1項関係)

令和 年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人東北大学

保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等(同封の別添「説明事項」をお読みください。)

(1) 開示請求書に記載された開示の実施方法のとおり開示実施ができるかどうかの別
開示実施ができる 開示実施ができない(理由:)

(2) 大学において閲覧による開示を実施できる日時及び場所

① ○年○月○日() ○時○分

② ○年○月○日() ○時○分

場所:

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL: 022-217-4848)にご連絡ください。

説 明 事 項

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法は、開示申請書に記載した方法以外に、閲覧・複写・その他()の方法から自由に選択できます。

「開示申請書と異なる方法による開示の実施方法を希望」される場合、又は、「閲覧による開示の実施」を希望される場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

本学における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2) 「本学において閲覧による開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した東北大学情報公開室まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の●●日前には当方に届くように提出願います。

なお、写しの送付を希望される場合は、東北大学情報公開室に受領しに来られる場合を除き、別途、送付に要する費用を負担していただく場合があります。

2 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることはできなくなります。)

3 開示の実施について

- (1) 本学における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日東北大学情報公開室に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、東北大学情報公開室

(TEL : 022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第5号(第4条第1項関係)

令和 年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人東北大学

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備考	この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることはできなくなります。)

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第6号(第4条第1項関係)

令和 年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人東北大学

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
備 考	この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることはできません。)

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL: 022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第7号(第4条第1項関係)

令和 年 月 日

(開示請求者) 殿

国立大学法人東北大学

保有個人情報を開示〔訂正・利用停止〕をしない旨の決定について(通知)

年 月 日付けで開示〔訂正・利用停止〕請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項〔第93条第2項・第101条第2項〕の規定により、開示〔訂正・利用停止〕をしないことに決定したので下記のとおり通知します。

記

開示〔訂正・利用停止〕請求に係る保有個人情報の名称等	
開示〔訂正・利用停止〕をしないこととした理由	
備 考	この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人東北大学に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることはできなくなります。)

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL: 022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第8号(第4条第2項関係)

令和 年 月 日

(開示〔訂正・利用停止〕請求者) 殿

国立大学法人東北大学

開示〔訂正・利用停止〕決定等の期限の延長について(通知)

年 月 日付けで開示〔訂正・利用停止〕請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項〔第94条第2項・第102条第2項〕の規定により、下記のとおり開示〔訂正・利用停止〕決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

開示〔訂正・利用停止〕 請求に係る保有個人情報の 名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL: 022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第9号(第4条第3項関係)

令和 年 月 日

(開示〔訂正・利用停止〕請求者) 殿

国立大学法人東北大学

保有個人情報開示〔訂正・利用停止〕決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

年 月 日付けで開示〔訂正・利用停止〕請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条〔第95条・第103条〕の規定により、下記のとおり保有個人情報の相当部分を除く残りの部分について、開示〔訂正・利用停止〕決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

開示〔訂正・利用停止〕請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条〔第95条、第103条〕の規定(開示〔訂正・利用停止〕決定の期限の特例)を適用することとした理由	
〔残りの保有個人情報について〕開示〔訂正・利用停止〕決定等をする期限	〔令和 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等をする予定です。〕 令和 年 月 日

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第10号(第5条関係)

令和 年 月 日

(他の独立行政法人等、行政機関の長) 殿

国立大学法人東北大学

保有個人情報開示〔訂正〕請求に係る事案の移送について(通知)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示〔訂正〕請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項〔第96条第1項〕の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示〔訂正〕請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居住： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 開示〔訂正〕請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の独立行政法人等、行政機関の長に移送する場合には、その旨)

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第11号(第5条関係)

令和 年 月 日

(開示〔訂正〕請求者) 殿

国立大学法人東北大学

保有個人情報開示〔訂正〕請求に係る事案の移送について(通知)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示〔訂正〕請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項〔第96条第1項〕の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

記

開示〔訂正〕請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	令和 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等、行政機関の長	(他の独立行政法人等、行政機関の長) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL：022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第12号(第6条関係)

令和 年 月 日

(第三者利害関係人) 殿

国立大学法人東北大学

保有個人情報開示請求に関する意見について(照会)

[あなた、貴社]に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている[あなた・貴社]に関する情報の内容	
意見書の提出先	〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1 東北大学情報公開室 TEL:022-217-4848, FAX:022-217-6068 e-mail:kokai@grp.tohoku.ac.jp
意見書の提出期限	令和 年 月 日

別記様式第13号(第6条第2項関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

請求者 氏 名
住 所(〒)
連絡先電話番号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由

別記様式第14号(第6条第2項関係)

令和 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 殿

国立大学法人東北大学

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

[あなた、貴社] から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	令和 年 月 日
開示を実施する日	令和 年 月 日
備考	この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることはできなくなります。)

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第15号(第7条関係)

令和 年 月 日

(他の独立行政法人等、行政機関の長) 殿

国立大学法人東北大学

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

(他の独立行政法人等、行政機関の長)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により、下記のとおり訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL : 022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第16号(第11条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

請求者 氏名
住所(〒)
連絡先電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	開示の実施の方法	
	(1) 閲覧	①全部 ② 一 部 ()
	(2) 複写したものの交付	①全部 ② 一 部 ()
	(3) その他 ()	①全部 ② 一 部 ()

3 開示の実施を希望する日

令和 年 月 日() 時 分

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 : 同封する郵便切手等の額 円]
無

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL: 022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第17号（第15条第2項関係）

保有特定個人情報開示請求に係る手数料の免除申請書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

申請者 氏 名
住 所(〒)
連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第33条第2項の規定に基づき、次のとおり、保有特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

開示請求する 保有特定個人 情報	
免除を求める 理由	<input type="checkbox"/> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。 （第11条第1項の該当する号： 号） <input type="checkbox"/> その他 （)
備考	1 生活保護法第11条第1項各号を理由とする場合、該当する号を記載してください。 2 生活保護法による扶助証明、その他事実を証明する書類を提出してください。 3 この申請書は、保有個人情報開示請求書と併せて提出してください。

別記様式第18号（第15条第4項関係）

保有特定個人情報開示請求に係る手数料の免除に関する決定通知書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊤

年 月 日付けで申請のありました保有特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請については、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 免除いたします。 <input type="checkbox"/> 免除はできません。
免除が認められない場合の理由について	
備考	<p>1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して三ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることはできなくなります。)</p> <p>2 ご不明な点がありましたら、東北大学情報公開室(TEL：022-217-4848)にご連絡ください。</p>

別記様式第19号(第16条第2項関係)

諮 問 書

令和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人東北大学

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条〔第93条・第101条〕の規定に基づく開示〔訂正・利用停止〕決定等又は第76条〔第90条・第98条〕の規定に基づく開示〔訂正・利用停止〕請求に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示〔訂正・利用停止〕決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示〔訂正をしない・利用停止をしない〕決定 (該当不開示条項)	(1) 開示〔訂正・利用停止〕決定等の日付、記号番号 (2) 開示〔訂正・利用停止〕決定等をした者 国立大学法人東北大学 (3) 開示決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示〔訂正・利用停止〕請求書(写し) ② 保有個人情報の開示〔訂正・利用停止〕をする旨の決定について(通知) (写し)又は保有個人情報の開示〔訂正・利用停止〕をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑦ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

別記様式第20号(第16条第2項関係)

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

令和 年 月 日

(審査請求人等) 殿

国立大学法人東北大学

年 月 日付けの国立大学法人東北大学に対する審査請求について、下記のとおり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第21号(第16条第3項関係)

令和 年 月 日

(審査請求人等) 殿

国立大学法人東北大学 印

審査請求に係る裁決書について(通知)

年 月 日付けで審査請求のありました事案について、次のとおり裁決しましたので通知します。

主 文	
事 案 の 概 要	
審理関係人の主張の要旨	
裁 決 の 理 由	
備 考	この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人東北大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。

委 任 状

(代理人) 住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任いたします。

記

1. 保有個人情報〔保有特定個人情報〕の開示〔訂正, 利用停止〕請求を行う権限
2. 保有個人情報〔保有特定個人情報〕開示〔訂正〕請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3. 保有個人情報〔保有特定個人情報〕開示〔訂正, 利用停止〕決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4. 保有個人情報〔保有特定個人情報〕開示〔訂正, 利用停止〕決定等の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5. 保有個人情報〔保有特定個人情報〕開示〔訂正, 利用停止〕請求に係る保有個人情報〔保有特定個人情報〕を開示〔訂正, 利用停止〕する旨の決定通知を受ける権限及び保有個人情報〔保有特定個人情報〕開示〔訂正, 利用停止〕請求に係る保有個人情報〔保有特定個人情報〕を開示〔訂正, 利用停止〕しない旨の決定通知を受ける権限

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
連絡先電話番号 _____

注：以下のいずれかの措置をとってください

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前の30日以内に作成されたものに限り。）を添付してください。
- ②委任者本人を確認する書類（運転免許証、個人番号カード（表面）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付してください。

別記様式第1号 (第3条第1項関係)
別記様式第2号 (第3条第1項関係)
別記様式第3号 (第3条第1項関係)
別記様式第4号 (第4条第1項関係)
別記様式第5号 (第4条第1項関係)
別記様式第6号 (第4条第1項関係)
別記様式第7号 (第4条第1項関係)
別記様式第8号 (第4条第2項関係)
別記様式第9号 (第4条第3項関係)
別記様式第10号 (第5条関係)
別記様式第11号 (第5条関係)
別記様式第12号 (第6条関係)
別記様式第13号 (第6条第2項関係)
別記様式第14号 (第6条第2項関係)
別記様式第15号 (第7条関係)
別記様式第16号 (第11条関係)
別記様式第17号 (第15条第2項関係)
別記様式第18号 (第15条第4項関係)
別記様式第19号 (第16条第2項関係)
別記様式第20号 (第16条第2項関係)
別記様式第21号 (第16条第3項関係)
別記様式第22号